

令和4年度から適用される 個人住民税（市民税・県民税）の主な税制改正

住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例が延長され、消費税率10%が適用される住宅を次の期間に契約し、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に入居した方も対象となりました。

- ・新築（注文住宅）の場合 令和2年10月～令和3年9月末
- ・建売・中古・増改築等の場合 令和2年12月～令和3年11月末

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間 の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居		面積要件 =50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	

(財務省 「令和3年度税制改正」(令和3年3月発行)パンフレットより引用)

セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品について、対象をより効果的なものに重点化するため、一定の見直しが行われます。また、取組に関する書類の確定申告書への添付を不要（取組に関する事項を明細に記載）にして、手続の簡素化を図った上で、適用期限が令和8年12月31日まで延長されます。

ふるさと納税(寄附金控除)の申告手続の簡素化

特定寄附金の受領者が地方団体であるとき（ふるさと納税であるとき）は、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者（国が指定したふるさと納税ポータルサイト）が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされました。